

2025年10月29日

(公財) 東京エムオウエウ事務局

第36回PSC委員会を香港(中国)にて開催

本年10月20日から23日までの間、東京MOUの意思決定機関であるポートステートコントロール委員会(第36回会合)を Mr. Kenny Crawford (オーストラリア海事安全局) 議長の議事の下、香港(中国)にて開催しました。会議の概要は以下のとおりです。

1. 開会挨拶

開催国を代表して、Mr. Wong Sai Fat 香港海洋局長による開会挨拶が行われました。同局長は、挨拶の中で、香港で 3 回目となる PSC 委員会開催への謝意を表明し、船舶の安全や海洋環境保護における PSC の重要性を指摘するとともに、香港で取り組んでいる Green Maritime Fuel Bunkering Incentive Scheme の状況に言及しました。



第36回PSC委員会集合写真

2. 参加当局等

22の加盟当局及び10のオブザーバーが参加しました。

(加盟当局) 豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港(中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

(オブザーバー) IMO、ILO、カンボジア、マカオ(中国)、アブジャMOU、黒海MOU、カリブ海MOU、インド洋MOU、パリMoU、南米MOU

3. 主な決定事項

(1)集中検査キャンペーン(CIC)

2024年に実施した船員の賃金と雇用契約に関するCICの報告書を承認しました。また、本年9月から11月にかけて実施しているバラスト水管理に関するCICの実施状況の中間報告を受けるとともに、2026年に実施する貨物固縛方法に関するCICの実施方法及び2027年に実施する閉鎖区域への立入りに関するCICの実施について基本的に合意しました。

(2)検査キャンペーンの見直し

検査キャンペーンの実施方法の見直しに向け、これまでに火災安全、パイロット乗船装置及び EPIRB に関して試行実施した3つの重点検査キャンペーン(FIC)の結果報告を受けました。今後、パリ MoU との合同実施も含め、引き続き FIC を実施し見直しを進めていくことに合意しました。また、CLC 条約(油濁損害に関する民事責任条約)に関する FIC をパリ MoU と協調して実施することに合意しました。

(3)高評価及び低評価の船舶管理会社等の公表

船舶による関連条約の規定の順守をより一層促進するため、船舶管理会社等(DoCの会社)について、高評価の会社と低評価の会社をウェブサイト上で公表することに関し、これまでの試行的実施を踏まえて、2026年1月1日から正式実施を始めることに合意しました。

(4)新戦略行動5か年計画及び新技術協力実施5か年計画の決定

海事分野における昨今の動向を踏まえ、2026年から2030年までの戦略行動5か年計画を採択しました。また、2026年から2030年までの技術協力実施5か年計画についても、日本財団の継続的な支援に謝意を表しつつ採択しました。

(5)PSCガイドラインの採択・見直し

新たに、機関のメンテナンスに係る PSC 検査に関するガイドライン及びタンカーのイナートガスシステムに係る PSC 検査に関するガイドラインを採択しました。また、既存のガイドラインについて、IMO の条約の改正を踏まえた各種アップデートを承認しました。さらに、今後、各種ガイドラインの様式の統一化に向けたひな形の作成及び PSC 検査官の事故防止のための安全ガイドラインの作成を行うことに合意しました。

(6)旗国及び RO に関する新たな評価方法の実施時期

旗国及び RO の評価方法の変更(航行停止処分率をもとに、従来の統計学的方法による評価から平均値との乖離を単純計算により評価へと変更)の実施時期を2028年1月1日と決定しました。

(7)条約証書の不適切な有効期限延長

条約証書の不適切な有効期限延長に関する事例が報告され、関係業界への注意喚起及び域内 PSC 検査官の統一した対応に関する検討を行っていくことに合意しました。

(8)漁船のPSC検査

漁船に関する PSC 検査実施状況の報告を受け、今後、漁船に関する PSC 検査の継続的实施及び検査結果の APFISh(東京MOUの漁船に関する PSC 検査データベースシステム)への集積促進が必要とされました。

(9)東京MOU事務局長の交代

東京MOU事務局長を9年間務めた久保田秀夫(くぼた・ひでお)に代わり、石原彰(いはら・あきら)を事務局長に任命しました。久保田前事務局長について、これまでの東京MOUの活動への多大な貢献に謝意が表されるとともに、名誉事務局長に任命しました。

4. 次回会合

次回会合（第37回会合）を2026年9月7日～10日にシンガポールにて開催することが合意されました。なお、例年と同様にPSC委員会に先立ち、9月3・4日に技術作業部会（第20回会合）を開催する予定です。

お問合せ先

（公財）東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：石原、寧（ニン）

Editor's note

東京MOU：ポーステートコントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2025年10月29日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、米国沿岸警備隊、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

ポーステートコントロール(PSC)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。